
静岡県東部農林事務所メールマガジン あずまニュース 第57号
(2021年3月29日配信)

新規就農者受入促進支援事業の御案内

静岡県は新規就農時の設備投資費用の負担軽減を図るため、認定新規就農者が経営開始時に中古農業用ハウス等を再整備・改修する費用の一部を支援しています。
詳細は下記を御覧下さい。

- 事業実施主体
認定新規就農者（申請時点で農業経営開始時点から1年以内の方）

- 補助対象
 - ①中古農業用ハウスの再整備・改修費用(ハウスの種類は問わない)
 - ②中古農業用ハウス附帯設備の再整備・改修及び新規導入費用
 - ③中古農業用機械の導入

- 補助率（補助上限額）
1/3以内（①②③それぞれ150万円が上限）

- 募集スケジュール（予定）
一次募集：令和3年4～5月、二次募集：7～8月
※ 申請様式等詳細が決まり次第、市町とJAIにお知らせします。

●お問合せ
静岡県東部農林事務所 生産経営課 生産基盤班
TEL：055-920-2158
E-mail：tounou-seisan@pref.shizuoka.lg.jp

あずまニュース第57号はいかがだったでしょうか。
これからも、皆さんが楽しめ、参考になる記事を配信していきたいと思います。

意見、ご要望がありましたら、こちらまで。
↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓
(E-mail) tounou-kikaku@pref.shizuoka.lg.jp
静岡県東部農林事務所 企画経営課 企画事業班
TEL：055-920-2157・2158 FAX：055-924-8594
〒410-0055 静岡県沼津市高島本町1-3 静岡県東部総合庁舎7階

=====

※今後配信の必要のない方は、お手数ですが当所メールアドレスに配信停止のご連絡をお願いします。
その際『認定マガジン』の配信停止である旨、ご記載願います。

※メールアドレスの変更等の場合は、認定マガジン配信先の変更希望と記載の上、新メールアドレス、旧メールアドレス、お名前をお知らせ下さい。

=====